第1部総論

第1章 環境首都とくしまの実現に向けた取り組み

第1節 環境首都とくしま憲章

本県は、鳴門海峡から太平洋までの変化に富んだ海岸線や剣山、吉野川に代表される美しく豊かな自然に恵まれています。

この美しく豊かな自然環境を活かし、世界に誇れる「環境首都とくしま」を実現するためには、県のあらゆる施策に環境の視点を取り入れるとともに、あらゆる主体がそれぞれの役割の下、環境への負荷をできる限り少なくし、 徳島の環境を守り、育て、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

このため、県民、事業者、行政などあらゆる主体の行動の指針であり、規範となる「環境首都とくしま憲章」を 平成16年3月に策定しました。

この憲章は、徳島県環境基本条例や徳島県環境基本計画とともに、本県の自然環境の保全や創造のための基本的 方向性を示すものであり、すべての主体に参加を呼びかけるスタイルで分かりやすく表現するとともに、単なる理 念のみでなく、具体的な取り組みを明らかにしています。

憲章は、大きく分けて、「本文」と「具体的な取り組み(トライ21)」で構成されています。

「本文」には、環境問題の現状を踏まえ、「環境首都とくしま」の実現に向けての基本理念と取り組みの指針となる5つの合言葉を示しています。また、「具体的な取り組み(トライ21)」には、合言葉で示した行動を具体的に実現するための21の取り組みを示しています。

環境首都とくしま憲章

地球が苦しんでいます。太陽の光があふれ、豊かな森、清らかな水に恵まれている私たちの郷土・ 徳島も、環境悪化が進み、ごみであふれそうになっています。

豊かさと便利さを求めて、石油を大量に使い、物を大量につくって消費しつづけた私たちが原因です。この状態にストップをかけなければ、徳島の環境は確実に荒廃し、地球は破滅への道を歩みます。

徳島にいま生きる私たちには、責任があります。地球を救い、この光と水と緑豊かな郷土を、21 世紀を生きる子どもたちに、安心して暮らせる社会として引き継がなくてはなりません。

省エネルギー、リサイクル、森づくり・・・。私たちにできることが、暮らしの中にいっぱいあります。県民・事業者・行政、徳島に住むすべての人たちが、強い意志を持って、地球のために、徳島のために、一歩踏み出しましょう。そして、私たちの徳島を、日本で世界で誇れる「環境首都とくしま」に育てましょう。

「環境首都とくしま」への合言葉

- 1 無駄なエネルギーを一切使わず「地球温暖化にストップ」をかけましょう。
- 2 物を大切にする知恵で「ごみゼロの社会」を目指しましょう。
- 3 身近な生き物と「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。
- 4 私たちの誇りである「清らかな水と豊かな緑」を守りましょう。
- 5 県民みんなが「環境にやさしい暮らし」を心掛けましょう。

- 「環境首都とくしま」への取り組み(トライ21)-

- 1 無駄なエネルギーを一切使わず「地球温暖化にストップ」をかけましょう。
 - ・こまめに電気製品のスイッチは切り、プラグを抜くなど節電に努めましょう。
 - ・冷房の温度を1 高く、暖房の温度を1 低く設定しましょう。
 - ・徒歩や自転車、バスなどの公共交通機関を利用しましょう。
 - ・燃費のよい車を利用し、アイドリングストップなどエコドライブに努めましょう。
 - ・太陽熱温水器・太陽電池など自然エネルギーを利用しましょう。
- 2 物を大切にする知恵で「ごみゼロの社会」を目指しましょう。
 - ・空き缶やたばこなど、ごみのポイ捨てや不法な投棄・焼却はやめましょう。
 - ・本当に必要な物を買い、最後まで大切に使い、再利用を心がけましょう。
 - ・ごみはきちんと分別して、できる限り資源ごみとして出しましょう。
 - ・買い物袋を持参し、過剰包装やレジ袋を断りましょう。
- 3 身近な生き物と「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。
 - ・野生生物の生息環境を守りましょう。
 - ・いろいろな生き物とふれあえる環境を育みましょう。
 - ・トンボやメダカ、ホタルのすめる川を増やしましょう。
 - ・農薬や化学肥料の使用を最小限にとどめ、人と生き物に安心な環境をつくりましょう。
- 4 私たちの誇りである「清らかな水と豊かな緑」を守りましょう。
 - ・私たちが出す生活排水で川や海を汚さないようにしましょう。
 - ・洗たく、洗い物でも環境に配慮した洗剤を適量使いましょう。
 - ・入浴、洗面、トイレなど、あらゆる生活の中で節水を心がけましょう。
 - ・身近な緑を増やし、森づくり、里山づくりで自然とふれあいましょう。
- 5 県民みんなが「環境にやさしい暮らし」を心がけましょう。
 - ・「もったいない」精神を大切にし、自らのエコライフを確立しましょう。
 - ・社会の一員として、環境活動やボランティア活動に参加しましょう。
 - ・エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい製品を使用しましょう。
 - ・地場の食材や旬の野菜を食べるようにしましょう。





地球が苦しんでいます。太陽の光があられ、豊かな森、 潤らかな水に思まれている私たちの郷土・徳島も、環境 悪化が戦み、ごみであられそうになっています。

置かさと使利さを求めて、石油を大量に使い、物を大 屋につくって消費しつづけた私たちが南因です。この 状態にストップをかけなければ、原風の環境は確実に 危険し、地球は発送への資を歩みます。

適島にいま生きる私たちには、責任があります。地球 を救い、この光と水と線重かな郷土を、21世紀を生き る子どもたちに、安心して暮らせる社会として引き継 がなくてはなりません。

客エネルギー、リサイクル、数づくり・・・私たちにできることが、暮らしの中にいっぱいあります。果民・事業 者・行政、復島に住むすべての人たちが、強い組まを持って、地球のために、使息のために、一学場み出しましょう。 そして、私たちの後継を、日本で世界で誇れる「環境音響とくしまいこ者でましょう。

「環境首都とくしま」への取り組み(トライミ1)

●とれだけ取り用めているかチェックして作品しょう。

1 無駄なエネルギーを一切使わず 「地球温度化にストップをかけましょう

□こまめに電気製品のスイッチは切り。 プラグを抜くなど動電に努めましょう。

□応募の遺療を1℃高く。 関関の温度を1℃低く設定しましょう。

□証券や自転車,バスなどの 公共交通機関を利用しましょう。

ご問義のよい車を利用し、 アイドリングストップなど エコドライブに努めましょう。

□太陽熱温水器・太陽電池など 自然エネルギーを利用しましょう。

透明包装やレジ袋を断りましょう。

. (

「一番生生物の生態環境を守りましょう。

□いろいろな生き物とかれあえる環境を育みましょう

碁近な生き物と 「共生する楽しさ」を取り戻しましょう。

□トンボやメダカ、ホタルのすめる目を 増やしましょう。

□開業や化学肥料の使用を置小限にとさめ、 人と生き物に安心な環境をつくりましょう。

4 私たちの競りである 「満らかな水と豊かな線」を守りましょう

川や海を汚さないようにしましょう。 □洗たく。洗い物でも環境に配慮した 注解を進載使いましょう。

□入浴、洗剤、トイレなど、あらゆる 生活の中で飲水をらかけましょう。

□自近な線を増やし、存づくり、 里山づくりで自然とふれあいましょう。



5 現民みんなが 「環境にやさしい暮らし」をむかけましょう。

□「もったいない」稿件を大切にし、 自らのエコライフを確立しましょう。 life □社会の一員として、環境活動や

ボランティア活動に参加しましょう。 □エコマークやグリーンマークなどの

損壊にやさしい製品を使用しましょう。

□地場の食材や何の野菜を食べるようにしましょう。



環境首都とくしま憲章 リーフレット

第2節 環境保全施策の総合的・計画的推進

1 徳島県環境基本条例

(1)概略

都市・生活型環境問題、化学物質問題、地球環境問題など、今日の複雑で多様化した環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動がもたらすものであり、私たちの日常生活や通常の事業活動が原因となっています。

このため、従来からの法令等による規制や行政主導型の施策では、十分に対応することが困難となっており、 その解決には、社会経済活動全体を環境への負荷が少ないものに転換していくという視点に立ち、問題の性質 に応じて、多様な手法を組み合わせて、総合的に進めていくことが必要となっています。

また、行政のみでなく、事業者や県民の皆様など、すべての者が、それぞれの役割に応じて、自らの日常生活や通常の事業活動を見直し、自主的かつ積極的に、環境の保全さらには創造に取り組むことが求められています。

国では、こうしたことに対処するため、地球環境時代の環境施策の新しい基本理念や政策手法を示した環境 基本法が制定され、また、これを受けた環境基本計画が策定されています。

一方、本県でも、すべての者の主体的な参画を図り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的方向付けをする徳島県環境基本条例を平成11年3月に制定しました。

この条例は、環境保全について、 基本理念、 県、市町村、事業者、県民の責務、 施策の基本となる事項を定めたものであり、

- (1) 人と自然との共生
- (2) 持続的発展が可能な社会の構築
- (3) 地球環境保全に向けた地域の取り組み

の3つを基本理念として掲げています。

また、これらの基本理念にのっとり、県は基本的・総合的な環境施策の策定・実施、市町村は自然的社会的 条件に応じた環境施策の策定・実施、事業者や県民は事業活動や日常生活において環境の保全に努めることな どを定めています。

さらに、こうした基本的な考え方の下で、従来から行ってきた規制的手法に加え、環境保全や創造に関する 多様な施策を条例に位置付け、積極的に推進することとしています。

(2)環境基本条例の体系

環境基本条例は、

条例の目的

健全で恵み豊かな環境の保全及び創造のための基本理念

行政・事業者・県民の各主体の責務

を明らかにするとともに、

環境の保全・創造施策を総合的・計画的に推進するための環境基本計画

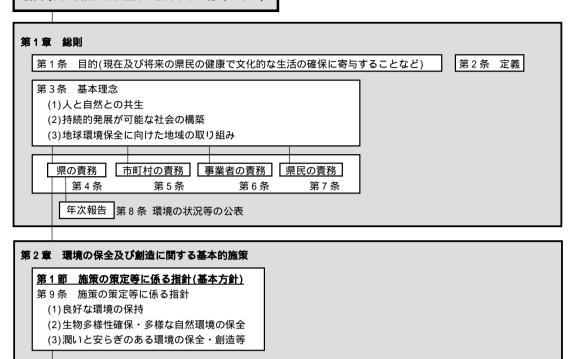
環境の保全・創造のための主要な施策

地球環境保全・国際協力の推進

施策の推進体制の整備など

について定めています。

前文(人と自然とが共生する住みやすい徳島づくり)



第3節 環境の保全及び創造のための施策等

第2節 環境基本計画 第10条 環境基本計画

第11条	施策の策定等に当たっての配慮	第 12 条	環境影響評価の推進
第 13 条	規制等の措置	第 14 条	誘導の措置
第 15 条	施設の整備等の推進	第 16 条	水環境の保全等
第 17 条	森林及び緑地の保全等	第 18 条	良好な景観の形成等
笠 10 冬	資源の循環的な利田等の促進等	笙 20 冬	事業者が行う環境管理の促進

第 19 条 資源の循環的な利用等の促進等 第 20 条 事業者が行う環境管理の促進等 第 21 条 環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等 第 22 条 県民等の自発的な活動の促進等 第 23 条 情報の提供 第 24 条 調査及び研究開発の実施等

第 25 条 監視等の体制の整備 第 26 条 県民等の意見の反映

第4節 地球環境の保全及び国際協力

第 27 条 地球環境の保全 第 28 条 国際協力

第5節 推進体制等の整備等

第 29 条 推進体制等の整備 第 30 条 国及び他の地方公共団体との協力 第 31 条 財政上の措置

2 徳島県環境基本計画

本県では、徳島県環境基本条例の制定に先立ち、1992(平成4)年の国連環境開発会議(地球サミット)の開催、国の環境基本法の制定や環境基本計画の策定など国内外の動向を踏まえ、平成7年6月に県の環境政策の長期的目標と体系的な環境保全施策を明らかにした「徳島環境プラン」を策定し、環境保全の取り組みを推進してきました。

その後、平成11年3月に徳島県環境基本条例が制定されたほか、ダイオキシン類など化学物質問題の顕在化、京都議定書の批准を始めとする地球温暖化への国際的な対応、循環型社会の形成に向けた法制度等の整備など、本県としても適切かつ積極的に対応すべき環境保全上の新たな課題が現れてきました。

このため、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた基本的な目標や方策を明らかにした徳島県環境基本計画を平成16年3月に策定しました。今後は、この計画に基づき、県民、事業者、行政が一体となって、本県の豊かな緑と水、明るい温暖な風土に育まれた良好な環境を保全し、将来の世代へと引き継いでいく取り組みを推進していきます。

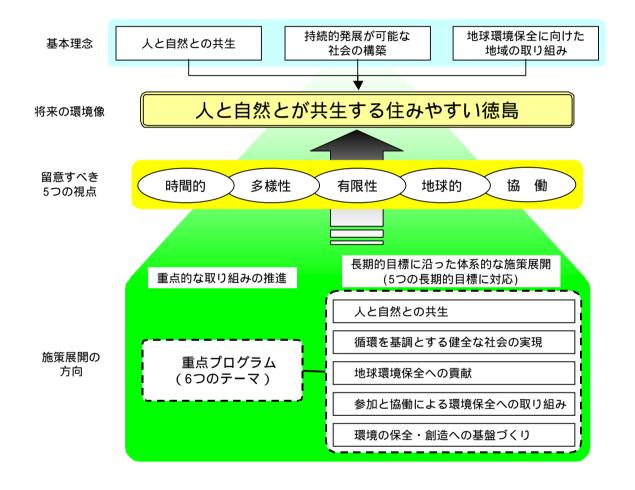
(1)計画の概要

徳島県環境基本計画は、徳島県環境基本条例第3条に掲げられた「人と自然との共生」「持続的発展が可能な 社会の構築」、「地球環境保全に向けた地域の取り組み」という3つの基本理念のもと、徳島県の目指すべき将来 の環境像として「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を掲げています。

そして、その実現のため、5つの長期的目標を示し、そのもとで県が取り組むべき環境の保全・創造のための 重点プログラムと体系的な施策展開の方向性を示しています。

さらに、本計画に基づく取り組みを着実に推進するために、定量的な指標などを設定するとともに、環境マネジメントの手法であるPDCAサイクルの考え方を取り入れています。

また、本計画の期間は、21世紀の第1四半期(2025年頃)を長期的に展望しつつ、平成16(2004)年度から平成25(2013)年度までの概ね10年間としています。



(2)計画の構成

本計画の全体的な構成は次のとおりです。

第1章 計画策定の考え方

- 環境問題をめぐる動向
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の基本的事項
- 4 計画の構成

第2章 計画の長期的目標

- 目指すべき将来の環境像
- 2 計画の長期的目標
- 3 施策展開の基本的な考え方

第3章 施策展開の方向

- 1 施策展開の体系
- 2 重点プログラムの推進

<重点プログラムのテーマ>

- 清らかで豊かな水環境の保全
- 2 廃棄物ゼロとくしまの実現
- 3 一人ひとりが取り組むストップ温暖化
- 4 豊かな生態系を育む地域づくり
- 5 地域環境力を高める人・地域づくり
- 6 環境と調和した持続可能な農業の振興

3 主要施策の推進

< 長期的目標に沿った施策の推進> 人と自然との共生 循環を基調とする健全な社会の実現 地球環境保全への貢献 参加と協働による環境保全への取り組み 環境の保全・創造への基盤づくり

第4章 計画の推進と点検評価

- 1 計画推進の基本方針
- 2 各主体の役割
- 3 計画の点検・評価
- 4 計画の進行管理体制
- 5 財政上の措置

3 計画の達成状況

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年値	現状値	目	標値	
	以たい口印	上は日本の地口	(平成 14 年度)	(平成 19 年度)	平成 18 年度	平成 25 年度	
マ1 清らかで 豊かな水 環境の保 全	家庭などの生活 排水対策が進ん でいるか総合的 に点検します。	汚水処理人口普及 率	31.9%	42.6%	41%	64%	今後 10 年間で 及率のほぼ倍増 を目指します。
		下水道整備人口	87,654人	97,281人	93,000人	175,000人	今後 10 年間で 備人口のほぼ信 増を目指しまる
		農・林・漁業集落排 水施設整備人口	17,720人	19,946人	23,000人	36,000人	今後10年間で 備人口のほぼ 増を目指しま
		合併処理浄化槽整 備人口	153,110人	220,525人	217,000人	296,000人	今後10年間で 備人口のほぼ 増を目指しま
		净化槽法定受検率	29.5%	37.6%	36.5%	58.5%	今後 10 年間で 検率のほぼ倍り を目指します。
		命育むふるさとの 川創生リーダーの 養成	17 人 (平成 16 年度)	66 人 (平成 18 年度)	50人	_	3年間で50人の ーダー養成を 指します。
	化学物質による 汚染のない安 全・安心な水が 確保されている か点検します。	ダイオキシン類の 環境基準達成率(水 質・底質・土壌)	100%	100%	環境基準	の達成維持	環境基準の達成 維持を目指します。
		エコファーマー認 定数(累計)	507人	1,361人	1,000人	2,000人	今後 10 年間で 定数の 4 倍増で 指します。
	森林などの水か ん養機能の維 持・向上のため の取組を点検し ます。	水源かん養保安林 面積(累計)	69,932ha	77 ,092ha	73,630ha	79,270ha	今後 10 年間で 定面積を約 13 拡大します。
		間伐実施面積(累 計)	6,762ha	44,164ha	34,300ha	58,800ha (平成 24年 度)	今後 9 年間で に約 4.85 万 h 間伐を実施し す。
		透水性舗装実施延長(累計)	18.5km	30.1km	23.5km	47.8km (平成 24 年度 末)	96 今後9年間で 延長を約30km 大します。
	環境に配慮した 河川整備や水辺 環境の保全が図 られているか点 検します。	自然環境保全箇所数(県管理河川/累計)	5ヶ所	11 ヶ所	11 ヶ所	14 カ所	今後 10 年間でたに 9ヶ所で付を図ります。
		多自然型護岸整備 延長(河川/累計)	52km	79km	70km	110km	今後 10 年間で 備延長をほぼ 増します。
		多自然護岸整備延 長(砂防/累計)	0.2km	0.7km	0.6km	1.5km	今後 10 年間で たに 1.3km の を進めます。
-マ2 廃棄物ゼ ロとくし まの実現	県民のライフス タイルが変わ り、廃棄物の発 生抑制が進んで いるか点検しま す。	一般廃棄物排出量排出量	314 千 t (平成 15 年度)	310 千 t (平成 18 年度)	-	259 千 t (平成 22 年 度)	今後 6 年間で、 出量で平成 15 度比約 18%、 1 人当たり排出で同約 15%の 量を目指しま
		一般廃棄物排出量 1日1人当 たり排出 量	1,041g (平成 15 年度)	1,044g (平成 18 年度)	-	889g (平成 22 年 度)	
		一般廃棄物リサイ クル率(総資源化 率)	16.5% (平成 15 年度)	19.7% (平成 18 年度)	-	26% (平成 22 年 度)	今後6年間で ³ 15年度比約9 向上を目指し す。
		エコショップ認定 件数(累計)	328 件 (平成 15 年度)	433 件	345 件	-	当面 3年間で に約 20 件の認 を目指します。
	様々なリサイク ルの取組が進ん でいるか点検し ます。	産業廃棄物リサイ クル率(再生利用 率)	55% (平成 15 年度)	55% (平成 15 年度)	-	59% (平成 22 年 度)	今後6年間で 15年度比約4 向上を目指し す。
		建設廃棄物リサイ クル率	84% (平成 14 年度)	91% (平成 17 年度)	88% (平成 17 年 度末)	91% (平成 22 年度 末)	今後7年間で、 設廃棄物は7% 設発生土は18

またプロガニ /	初ウの日始	ナ れ北振の正口	基準年値	現状値	目	標値	口標信のおきた
重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	(平成 14 年度)	(平成 19 年度)	平成 18 年度	平成 25 年度	目標値の考え方
		建設発生土リサイ クル率	72% (平成 14 年度)	54% (平成 17 年度)	75% (平成 17 年 度末)	90% (平成 22 年度 末)	向上を目指しま す。
		農業生産資材廃棄 物(廃プラ)回収率	78% (平成 15 年度)	64%	80%	90% (平成 24 年 度)	今後 9 年間で 12% の向上を目指し ます。
		家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成 15 年度)	92%	94%	100% (平成 24 年 度)	今後9年間で堆肥 化率100%を目指 します。
		循環資源交換情報 システム登録件数	188 件 (平成 15 年度)	184 件	250 件	-	当面3年間で約70 件の新規登録を 目指します。
		グリーン調達方針 策定市町村数	2 団体 (平成 15 年度)	2 団体	全市町村	全市町村	今後3年間で全て の市町村での策 定を目指します。
	廃棄物の適正な 処理が進んでい るか点検しま す。	一般廃棄物最終処分量	56 千 t (平成 15 年度)	41 千 t (平成 18 年度)	-	33 千 t (平成 22 年 度)	今後6年間で平成 15年度比約40%の 減量を目指しま す。
		産業廃棄物最終処 分量	168 千 t (平成 15 年度)	168 千 t (平成 15 年度)	-	100 千 t (平成 22 年 度)	今後6年間で平成 15年度比約40%の 減量を目指しま す。
		ごみ処理広域化施 設整備数	(平成 15 年度)	1ヶ所	1ヶ所	-	当面3年間で1ヶ 所の整備を目指 します。
		不法投棄監視ボラ ンティア推進員の 登録者数	(平成 15 年度)	380 人	360 人	-	3年間で360人の 推進員を養成し ます。
テーマ3 一人ひと りが取り 組むスト ッブ温暖 化	温室効果ガスの 排出量が減少し ているか点検し ます。	温室効果ガス総排出量	6,727 千 t-CO2 (平成 2 年度)	7,405 千 t-C02 (平成 17 年度)	-	6,054 干 t-C02 (平成 22 年 度)	平成 22 年までに、 平成 2 (1990)年 度比で 10%の削減 を目指します。
	民生部門における地球温暖化防止対策が進んでいるか点検します。	地球温暖化防止活動推進員活動回数	238 💷	245 回	280 回	350 回	今後10年間で350 回の活動回数を 目指します。
		車両用 LED(発光ダ イオード)式信号灯 器の整備率	10% (平成 15 年度)	23%	18%	さらに拡大	当面 3 年間で県内 の信号灯器の 18% を LED 化します。
		家庭用太陽光発電 施設の導入件数(累 計)	1,339件	3,699 件	1,600件	2,300件	今後10年間で約1 千件の新規導入 を促進します。
		新エネルギー導入 施設件数(民間・公 共施設)(累計)	70 件	212 件	80 件	100件	今後 10 年間で 30 件の新規導入を 促進します。
	自動車や交通面 で地球温暖化対 策が進んでいる か点検します。	県内での低公害車 導入台数及び導入 率(累計)	29,009 台 (8.3%)	90,530台 (29.3%) (平成 19年9月 末)	今後さ	らに拡大	今後さらに低公 害車の普及を目 指します。
	二酸化炭素の吸 収源対策が進ん でいるか点検し ます。	二酸化炭素吸収量 算入対象森林面積	219 ∓ ha	221 干 ha	220 千 ha	222 千 ha	今後 10 年間で 3 千 ha の増加を目 指します。
		間伐実施面積(累計)[再掲]	6,762ha	44,164ha	34,300ha	58,800ha (平成 24 年 度)	今後9年間で新た に約5.2万haの 間伐を実施しま す。
		1 人当たり都市公園 等面積	7.1㎡/人	8.9m2/人	8.1m²/人	10.3m ² /人 (平成 22年度 末)	今後7年間で1人 当たり約3㎡の都 市公園の増加を 目指します。
	県民・事業者・ 行政の連携によ る取組が進んで いるか点検しま す。	地球環境保全行動 計画個別行動計画 の策定団体数	47 団体 (平成 15 年度)	46 団体	70 団体	80 団体 (平成 22 年 度)	当面3年間で計画 策定団体を23団 体増やすことを 目指します。
テーマ 4 豊かな生 態系を育 む地域づ くり	地域本来の自然 環境が適切に保 全・復元されて いるか点検しま す。	県立自然公園計画 策定区域数(累計)	(平成 15 年度)	3 区域	3 区域	6 区域	今後 10 年間です べての公園で計 画を策定します。

重点プログラム	設定の目的	主な指標の項目	基準年值	現状値	目	標値	目標値の考え方
生 ボノロノノム	EXE VIII		(平成 14 年度)	(平成 19 年度)	平成 18 年度	平成 25 年度	
		自然再生事業実施 地区数(累計)	(平成 15 年度)	1 地区	2 地区	-	今後3年間で2地 区で事業を実施 します。
	身近な自然環境 の保全・復元・創 出が積極的に行 われているか点 検します。	ビオトープ創出箇 所数(累計)	10 ヶ所	30 ヶ所	30 カ所	100 ヵ所	今後 10 年間で新 たに 90 箇所の創 出を目指します。
		自然環境保全箇所 数(県管理河川/累 計)	5 ヶ所	11 ヶ所	11 ヶ所	14 ヵ所	今後 10 年間で新 たに 9ヶ所の保全 を図ります。
		多自然型護岸整備 延長(河川・砂防の	52.2km	79.7km	70.6km	111.5km	今後 10 年間で整 備延長をほぼ倍
		合計) 土木環境共生事業 完了箇所数(累計)	37 ヶ所	54 ヶ所	54 ケ所	-	増させます。 当面3年間で事業 完了箇所数を新 たに17ヶ所増や します。
	野生動植物の保 護・保全への取 組を点検しま す。	鳥獣保護区箇所数 (累計)	54 ヶ所	55 ヶ所	55 ヶ所		当面3年間で指定 地域を1ヶ所増 やし、適切に維持 します。
テーマ 5 地域環境 力を高め る人・地域 づくり	環境学習や環境 活動を担う人材 の育成が進んで いるか点検しま す。	「学校版環境IS O」取組校数(累計)	(平成 15 年度)	96 校	30 校	さらに拡大	当面3年間で30 校に取組を広げ ます。
		環境アドバイザー 派遣回数/受講者数 (年間)	29 回/1,470 人	34回/1,381人	35 回/1,750	50回/2,500 人	今後 10 年間で派 遣回数で約 20 回、 受講者数で約千 人の増加を目指 します。
		環境アドバイザー 登録者数(累計)	27 人	26 人	30 人	-	今後3年間で30 人の登録を目指 します。
		環境カウンセラー 登録者数(累計)	21人	30 人	30人	50人	今後 10 年間で 50 人の登録を目指 します。
	協働による環境 活動が盛んにな っているか点検 します。	アドプトプログラ ム参加団体数	410 団体 (平成 15 年 12 月)	701 団体	475 団体	600 団体	今後10年間で600 団体の参加を目 指します。
		森づくり参加者数	383 人	1,335人	1,000人	1,500人	今後 10 年間で 1,500 人の参加を 目指します。
	環境活動の促す 基盤が整えられ ているか点検し ます。	環境首都とくしま 憲章の県民への認 知度(アンケート による)	(平成 15 年度)	69.7%	80%	さらに拡大	当面3年間で、県 民による認知度 を80%に高めるこ とを目指します。
テーマ 6 環境と調 和した持 続可能な 農業の振 興	環境負荷の少な い農業生産活動 が進んでいるか 点検します。	エコファーマー認 定数(累計)	507人	1,361人	1,000 人	2,000人	当面 10 年間で認 定数の 4 倍増を目 指します。
74	農業生産活動に おける循環資源 のリサイクルが 進んでいるか点 検します。	農業生産資材廃棄 物(廃ブラ)回収率	78% (平成 15 年度)	64%	80%	90% (平成 24 年 度)	今後9年間で12% の向上を目指し ます。
		家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成 15 年度)	92%	94%	100% (平成 24 年 度)	今後9年間で堆肥 化率100%を目指 します。
	環境との調和に 配慮した農村整 備が行われてい るか点検しま す。	自然環境調査に基 づく事業計画策定 地区数(累計)	9 地区 (平成 15 年度)	36 地区	27 地区	62 地区	今後 10 年間で 50 地区以上で計画 策定を目指しま す。

施策体系		- マハ	設定の目的	十か七振の花り	基準値	現状値	目材		- 目標値の考え方
期的目標	施策体系	区分	政定の目的	主な指標の項目	(平成 14 年 度)	平成 19 年 度	平成 18 年 度	平成 25 年 度	日帰他の考え
人と自 然との 共生	1-1 多様な 自焼の	総合的	すぐれた自 然環境を保 全する体制 を点検しま す。	県立自然公園 計画策定区域 数(累計)	(平成 15 年度)	3区域	3区域	6 区域	今後 10 年間ですべての公園計画を策定しす。
	07周足		環境重視の 多様な森林 づくりが進 んでいるか 点検します。	森林整備面積 間伐及び複層 林 (累計)	6,824ha	45,066ha	35,010ha	61,000ha (平成 24 年度)	今後 9 年間で 5.4万 ha の増 を目指します
			様々な生き 物の生息・生 育の場が保 全・創出され ているか点 検します。	ビオトーブ創 出箇所数(累 計)	10 ヶ所	30 ヶ所	30 ケ所	100 ヶ所	今後 10 年間で新たに 90 ヶ月の創出を目指ます。
			多くの人が 豊かな自然 とふれあっ ているか点 検します。	自然公園利用 者数(年間)	436 万人 (平成 13 年 度)	402万人	445 万人	460万人	今後 10 年間で 24 万人の利用 者の増加を目 します。
		個別的	多様な自然 環境を保全 する取組を 点検します。	自然再生事業 実施地区数	(平成 15 年 度)	1 地区	2 地区	-	今後3年間で 地区で事業を 施します。
			森林の保全	自然環境保全 箇所数(県管 理河川/累 計)	5ヶ所	11 ヶ所	11 ヶ所	14 ヵ所	今後 10 年間で 新たに 9 ヶ所 保全を図りま す。
				土木環境共生 事業完了箇所 数(累計)	37 ヶ所	54 ヶ所	54 ケ所	-	当面3年間で 業完了箇所数 17ヶ所増やし ます。
			森林の保全 が適切に行 われている か点検しま す。	間伐実施面積 (累計)	6,762ha	44,176ha	34,300ha	58,800ha (平成 24 年度)	今後 9 年間で 5.2 万 ha の間 を実施します
				複層林誘導面 積(累計)	62ha	906ha	710ha	2,200ha (平成 24 年度)	今後 9 年間で 2.1 千 ha の増 を目指します
				保安林指定面積	85,272ha	92,947ha	89,950ha	96,950ha	今後 10 年間で 約1.2万 haの 加を目指しま す。
			環少や調したがいるする は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	エコファーマ 一認定数(累 計)	507人	1,361人	1,000人	2,000人	今後10年間 認定数の4倍 を目指します
			120676	自然環境調査 に基づく事業 計画策定地区 数 (累計)	9 地区 (平成 15 年 度)	36 地区	27 地区	62 地区	今後 10 年間で 新たに 50 地区 以上で計画策 を目指します
			様々な生き 物の生息・生 育の場が保 全・創出され ている 検します。	鳥獸保護区箇 所数(累計)	54 ケ所	55 ヶ所	55 ケ所		今後3年間で 定地域を1ヶ 増やし、適切 維持します。
				ビオトーブ創 出箇所数(累 計)[再掲]	10 ヶ所	30 ヶ所	30 ヶ所	100 ヶ所	今後 10 年間で 新たに 90 ヶ月 の創出を目指 ます
			多くの人が 豊かな自然 とふれあっ ているか点 検します。	自然公園利用 者数(年間) [再掲]	436 万人 (平成 13 年 度)	402万人	445万人	460万人	今後 10 年間で 24 万人の増加 を目指します
				県内中山間地 域の公営宿泊 施設宿泊者数	41,000 人 (平成 13 年 度)	138 ,851 人 (平成 18 年 度)	45,000人	47,000 人 (平成 23 年度)	今後8年間で 千人の宿泊者 増加を目指し す。
	1-2 潤いの ある的な 生活の 間の保 全と創	総合的	身近な緑や 水辺が創出 されている か点検しま す。	1 人当たり都 市公園等面積	7.1m2/人	8.9m2/人	8.1m2/人	10.3m2/人 (平成 22 年度末)	今後7年間で 人当たり面積 約3㎡増やし す。

施 束	体系	区分	設定の目的	主な指標	の項目	基準値	現状値		票値	目標値の考え方
長期的目標	施策体系	企 刀	以下の日町	工は担信	K * / / * K C	(平成 14 年 度)	平成 19 年 度	平成 18 年 度	平成 25 年 度	ロホ心ツ与んが
				多自然型護岸 整備延長(河 川・砂防の合		52.2km	79.7km	70.6km	111.5km	今後 10 年間で 整備延長をほぼ 倍増させます。
		個別的	身近に緑や 水辺とふれ あえる場が 創出・確保さ れているか	計) 1人当たり都 市公園等面積 [再掲]		7.1m2/人	8.9m2/人	8.1m2/人	10.3m2/人 (平成 22 年度末)	今後7年間で 人当たり面積で 約3㎡増やします。
			点検します。	公共施設緑化 実施個所数 (累計)		101 ヶ所	13 ヶ所	130ヶ所	199ヶ所 (平成 24 年度末)	今後 9 年間で約 100 ヶ所の緑化 を進めます。
				道路(街路)緑 化延長 (累計)		11.2km	17.5km	拡大を	を図る	今後さらに道証の緑化の拡大! 努めます。
				森づくり運動 拠点整備数 (累計)		6 力所	8ヶ所	8 ヵ所	-	今後3年間で たに2ヶ所の 点を整備しま
				多自然型護岸 整備延長(河 川/累計)		52km	79km	70km	110km	す。 今後 10 年間で 整備延長をほ 倍増します。
				多自然護岸整 備延長(砂防 /累計)		0.2km	0.7km	0.6km	1.5km	今後 10 年間で 新たに 1.3km 整備を進めま
				土木環境共生 事業完了箇所 数(累計)		37 ヶ所	54 ヶ所	54 ヶ所	-	す。 当面 3 年間で 業完了箇所数 新たに 17 ヶ所 増やします。
			快適で美し い居住環境 が整備され ているか点	電線類地中化 延長(累計)		5.5km	8.5km	7.0km	-	4 P O よ y 。 今後 3 年間で たに 1.5km の 備を進めます。
			検します。 歴史的・文化 的資源が適 切に保全さ れているか 点検します。	四国いやしの 道登録距離数 (累計)		59.2km	175.8km	110km	-	今後3年間で たに約50kmの 新規登録を目 します。
				文化財指定数 (累計)		409件 (H16.1.30 現在)	418 件	418件	432 件	今後 10 年間で 新たに約 20 代 の指定を目指 ます。
循基す全会現 でとの 現	2-1 大気環 境の保 全	総合的	清々しいき れいな空気 が保たれて いるか点検 します。	大気汚染に関する環境基準 達成率 一般 環境及び自動 車排出ガス	二酸化イオ ウ(SO2)の 濃度	100%	100%	100%	環境基準 の達成を 維持	環境基準の達成・維持を目 します。
- ж					二酸化窒素 (NO2)の濃 度	100%	100%	100%	環境基準 の達成を 維持	
					浮遊粒子状 物質(SPM) の濃度	100% (一般 46%)	100%	100%	環境基準 の達成を 維持	
				有害大気汚染 物質の環境基 準達成率	トリクロロ エチレンの 濃度	100%	100%		達成を維持	環境基準の達 成・維持を目 します。
					ベンゼンの 濃度	50%	100%		達成を維持	
		個別的	気汚染物質 の排出が減 っているか	主要工場の大 気汚染物質排 出量	硫黄酸化物 (S0x)	121万 Nm3/ 年	133万 Nm3/ 年	今後さり	らに抑制	今後さらに排 量の抑制を目 します。
	点検します 	MIX Oct 7:		窒素酸化物 (NOx)	413万 Nm3/ 年	409万 Nm3/ 年	今後さ	らに抑制		
			大気汚染物 質の排出抑 制対策が進 んでいるか 点検します。 大気汚染の	県内での低公 害車等の導入 台数及び導入 率		29,009 台 (8.3%)	90,530 台 (29.3%) (平成 19 年 9 月末)	今後さ!	らに拡大	今後さらに低 害車の普及を 指します。
				大気測定局地 点数		25 地点	24 地点	現在の体	制を維持	現在の監視体 の維持に努め す。
		1	す。	有害大気汚染物		l .		l		l

施策 長期的目標	を 施策体系	区分	設定の目的	主な指標	票の項目	基準値 (平成 14 年	現状値 平成 19 年	平成 18 年	票値 平成 25 年	目標値の考え
	2-2 水環境 の保全	総合的	きれいで安 全な水質が 保たれてい るか点検し ます。	公共用水域の 環境基準達成 率	河川:生物 化学的酸素 要求量 (BOD)	度) 92%	度 100%	環境基準	度 性の達成	環境基準の達度 を目指します。
			67.		海域:化学 的酸素要求 量(COD)	91%	100%	環境基準	隼の達成	環境基準の達 成・維持を目 します。
				地下水の環境 基準達成率 (健康項目)		95%	100%	環境基準	隼の達成	環境基準の達 を目指します。
			生活排水対 策が総合的 に進んでい るか点検し ます。	汚水処理人口 普及率		31.9%	42.6%	41%	64%	今後 10 年間で 普及率のほぼ 増を目指しま す。
		個別的	県内の水質 汚濁物質排 出量が減少 しているか 点検します。	瀬戸内海区域 (県内)の汚 濁負荷量 削減 5次総単削減目 計画の削減目	化学的酸素 要求量 (COD)	41 トン/日 (平成 16 年 度)	35 トン/日 (平成 18 年 度)	36 トン/日 (平成 21 年度)		第5次総量削 計画の目標達 を目指します
				ि रिक	窒素	27 トン日 (平成 16 年 度)	19 トン/日 (平成 18 年 度)	20 トン/日 (平成 21 年度)		
			生活排水に	下水道整備人	りん	2.0 /)/日 (平成 16 年 度) 87,654 人	1.5 l>/日 (平成 18 年 度) 97,281 人	1.6 /)/日 (平成 21 年度) 93,000 人	175,000	今後 10 年間で
			生活が低々 対するが進んでいるか 点検します。	下小坦登欄人		87,004 🔨	97,281	93,000 🔨	人	整備人口のほ 倍増を目指しす。
				農・林・漁業 集落排水施設 整備人口		17,720人	19,946人	23,000人	36,000人	今後 10 年間 整備人口のほ 整備人口のほ 倍増を目指し す。
				合併処理浄化 槽整備人口		153,110人	220,525人	217,000人	296,000 人	今後 10 年間 整備人口のほ 倍増を目指し す。
				浄化槽法定受 検率		29.5%	37.6%	36.5%	58.5%	今後 10 年間 受検率のほほ 増を目指しま す。
				命育むふるさ との川創生リ ーダーの養成 【再掲】		17 人 (平成 16 年度)	66 人 (平成 18 年 度)	50 人		3年間で50人 リーダー養成 目指します。
			安心できる 水質が確保 されている か点検しま す。	貯水槽水道の 検査の受検率		16%	17.3%	20%	30%	今後 10 年間 ⁻ 14%の受検率(向上を目指し す。
			9.	地下水の環境 基準達成率 (健康項目)	基準達成率 (健康項目)	95%	100%	環境基準	L 準の達成	環境基準の達 を目指します
			森林などの 水かん養機 能が向上し ているか点 検します。	[再掲] 水源かん養保 安林面積(累 計)		69,932ha	77,092ha	73,630ha	79,270ha	今後 10 年間で 指定面積を約 13%拡大します
				透水性舗装実施延長(累計)		18.5km	30.1km	23.5km	47.8km (平成 24 年度末)	今後9年間で 施延長を約 30km拡大しま す。
		水質汚濁の 監視体制が 適切に整備 されている か点検しま す。	公共用水域環 境基準測定地 点数		51 地点	51 地点	現在の体	制を維持	現在の監視体 の維持に努め す。	
	2-3 土壌環 境・地 盤環境 の保全	竟・地 盤環境	土壌への負 荷を低減す る取組が行 われている か点検しま す。	エコファーマ 一認定数(累 計)		507人	1,361 人	1,000人	2,000人	今後 10 年間で 認定数の 4 倍 を目指します
			地盤への負荷を 低減する取組が 行われているか 点検します。	地下水の揚水 量(吉野川下 流域)		16万m3/日	12万 m3/日	現状レベ	いを維持	現状の揚水量 維持されるよ 目指します。

施負	長体系			****	4.4.75	= 0 T= 0	基準値	現状値		標値	D##
期的目標	施賃	策体系	区分	設定の目的	主な指標	票の項目	(平成 14 年 度)	平成 19 年 度	平成 18 年 度	平成 25 年 度	目標値の考える
	2-4	騒音・ 振動・ 悪臭等 の防止	総合的	騒音のない 静かな生活 環境が保た れているか 点検します。	一般環境騒音 に関する環境 基準達成率		96%	100%	100%	度 環境基準 の達成を 維持	環境基準の達 成・維持を目打 します。
				無機ひより。	自動車騒音面 的評価区間の 達成割合		13%	49%	30%	100%	環境基準の達成 を目指します。
			個別的	自動車騒音 の抑制対策 が進んでい るか点検し ます。	達成割合 低騒音舗装実 施延長(累計)		16.4km	18.8km		-	環境基準の達 状況をふまえ 策に取り組み す。
				新達による 悪臭対策が 進んでいる か点検しま	畜産経営に起 因する悪臭発 生苦情件数 (年間)		16 件 (平成 15 年 度)	17 件	8件	0件	今後 10 年間で 苦情件数ゼロ 目指します。
	2-5	化学物 質に環境 汚染止	総合的	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ダイオキシン 類の環境基準 達成率(大 気・水質・底 質・土壌)		100%	100%	環境基準の)達成を維持	環境基準の達 を目指します
			個別的	化学物質に よる環境汚染を防止する取組を点検します。	化学物質自主 管理事業所数		287 事業所 (平成 15 年 度)	340 事業所	400	600	今後 10 年間で 自主管理事業 を約 2 倍に拡 します。
				化学物質の 適切な処理 が行われて いるか点検 します。	ポリ塩化ビフ ェニル(PCB) の適正処理実 施率		(平成 15年 度)	0%	-	100% (平成 28 年度)	平成 28 年度 でに完全処理 目指します。
	2-6	資 循 明 来 か の 理 理	総合的	暮らしや事 業活動から 発生すが抑制 された検しま す。	一般廃棄物排出量	排出量	314 千 t (平成 15 年 度)	310 千 t (平成 18 年 度)	-	259 千 t (平成 22 年度)	今後6年間で 排出量で平成 15年度比約 18%1日1人 たり排出量で 約15%の減量 目指します。
						1日1人当たり排出量	1,041g (平成 15年 度)	1,044g (平成 18 年 度)	-	889g (平成 22 年度)	
					産業廃棄物排 出量		3,068 千 t (平成 15 年 度)	3,068 千 t (平成 15 年 度)	-	3,120 千 t (平成 22 年度)	今後6年間で 成15年度比約 2%の増加に抑 ます。
				廃棄物(資源)のリサイクルが進んでいるか点検します。	一般廃棄物リ サイクル率 (総資源化率)		16.5% (平成 15年 度)	19.7% (平成 18年 度)	-	26% (平成 22 年度)	今後6年間で 平成15年度比約9%の向上を 目指します。
					産業廃棄物リ サイクル率 (再生利用率)		55% (平成 15 年 度)	55% (平成 15 年 度)	-	59% (平成 22 年度)	今後 6 年間で 成 15 年度比約 4%の向上を目 します。
				廃棄物処理 による環境 負荷が抑制 されている か点検しま す。	一般廃棄物最 終処分量		56 千 t (平成 15 年 度)	41 千 t (平成 18 年 度)	-	33 千 t (平成 22 年度)	今後 6 年間で 平成 15 年度比 約 40%の減量 目指します。
					産業廃棄物最 終処分量		168 千 t (平成 15 年 度)	168 千 t (平成 15 年 度)	-	100 千 t (平成 22 年度)	今後 6 年間で 成 15 年度比約 40%の減量を目 指します。
			個別的	様々な資源 のリサイク ルが進んで いるか点検 します。	建設廃棄物リ サイクル率		84% (平成 14年 度)	91% (平成 17年 度)	88% (平成 17 年度)	91% (平成 22 年度)	今後7年間で 建設廃棄物は 7%、建設発生 は18%の向上: 目指します。
					建設発生土リサイクル率		72% (平成 14 年 度)	54% (平成 17 年 度)	75% (平成 17 年度)	90% (平成 22 年度)	
					農業生産資材 廃棄物 (廃 プラ)回収率		78% (平成 15 年 度)	64%	80%	90% (平成 24 年度)	今後9年間で 12%の向上を目 指します。
					家畜排せつ物 堆肥化率		74% (平成 15 年 度)	92%	94%	100% (平成 24 年度)	今後 9 年間で 肥化率 100%で 目指します。

他東 	施策体系		設定の目的	主な指標の項目	基準値	現状値		票値	目標値の考え
長期的目標	施策体系	区分	設定の目的	土は拍標の項目	(平成 14 年 度)	平成 19 年 度	平成 18 年 度	平成 25 年 度	日标他の考え
			リサイクル を促進する 制度や体が進 んでいるす。 点検します。	エコショップ 認定件数(累 計)	328件 (平成 15年 度)	433件	345 件	-	当面 3 年間でたに約 20 件の認定を目指しす。
			無機ひより。	循環資源交換 情報システム 登録件数	188件 (平成 15年 度)	184 件	250 件	-	当面3年間で 70件の新規登録を目指します。
				グリーン調達 方針 策定市 町村数	2 団体 (平成 15 年 度)	2 団体	全市町村	全市町村	今後3年間で 市町村での策 を目指します
			廃棄物の適 正な処理に 向けた体制 整備が進ん でいるか点 検します。	ごみ処理広域 化施設整備数	(平成 15年度)	1ヶ所	1ヶ所		当面3年間で ヶ所の整備を 指します。
	2-7 エネル ギーの 有効和 用)	省エネルギ ーの取組が 進んでいる か点検しま す。	車両用 LED(発光ダイ オード)式信 号灯器の整備 率	10% (平成 15年 度)	23%	18%	さらに拡 大	当面 3 年間で 内の信号灯器 18%を LED 化 ます。
			自然 (再生) エネルギー の利用が進 んでいるか 点検します。	家庭用太陽光 発電施設の導 入件数(累計)	1,339件	3,699件	1,600件	2,300 件	今後 10 年間 約 1 千件の新 導入を促進し す。
				新エネルギー 導入施設件数 (民間・公共施 設)(累計)	70 件	212 件	80 件	100件	今後 10 年間 30 件の新規 入を促進しま す。
地球環 境保全 への貢 献	3-1 地球温暖化の 防止		温室効果ガ スの排出量 が減少して いるか点検 します。	温室効果ガス総排出量	6,727 千 t-C02 (平成 2 年 度)	7,405 千 t-C02 (平成 17 年 度)	-	6,054 千 t-C02 (平成 22 年度)	平成 22 年度 でに平成 2 (1990)年度 で 10%の削減 目指します。
			二酸化炭素 を吸収する 森林が増加 しているか 点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象 森林面積	219 千 ha	221 千 ha	220 千 ha	222 千 ha	今後10年間 千 ha の増加 目指します。
		個別的	事業活動や 県民い炭素排出 が炭素排が 地がでいる が点検し す。	地球環境保全 行動計画の個 別行動計画の 策定団体数	47 団体 (平成 15 年 度)	96 団体	70 団体	80 団体 (平成 22 年度)	平成 22 年度 でに計画策定 体のほぼ倍増 目指します。
				地球温暖化防 止実行計画の 策定市町村数	48/50 団体	8/24 団体	全市町村	全市町村	今後3年間で 市町村での第 を目指します
				地球温暖化防 止活動推進員 活動回数	238 回	245 回	280 回	350 回	今後 10 年間 350 回の活動 数を目指しま す。
				県内での低公 害車等の導入 台数及び導入 率(累計)	29,009台 (8.3%)	90,530台 (29.3%) (平成 19年 9月末)	今後さり	らに拡大	今後さらに低 害車の普及を 指します。
			二酸化炭素 を吸収する 森林が増加 しているか 点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象 森林面積[再 掲]	219 千 ha	221 千 ha	220 千 ha	222 千 ha	今後 10 年間 [*] 千 ha の増加 目指します。
	3-2 オゾン 層の係 護								
	3-3 酸性雨 対策の 推進		酸性雨の監 視体制が適 切に整備さ れているか 点検します。	酸性雨観測地 点数	5 地点	3 地点	現在の体	制を維持	現在の体制の 持に努めます
参加と協 働による 環境保全 への取組	4-1 環境教育・環 育・環 境学習 の充実		環境学習の機会 に多くの県民が 参加しているか 点検します。	各種環境プロ グラム参加者 数	782人	908人	今後さ	らに拡大	今後さらに参 者の拡大を目 します。

施第	体系	_			基準値	現状値	目相	票値	
長期的目標	施策体系	区分	設定の目的	主な指標の項目	(平成 14 年	平成 19 年	平成 18 年	平成 25 年	目標値の考え方
			県民自ら取 リ組む環境 学習へので 援が進んで いるかま	環境アドバイザー派遣回数 / 受講者数 (年間)	度) 29 回 /1,470 人	度 34 回 /1,381 人	度 35 回 /1,750 人	度 50回 /2,500人	今後 10 年間で 派遣回数で約 20 回、受講者数 で約千人の増加 を目指します。
		個別的	します。 環境学習を 担う人材の 育成が進ん でいるま	環境アドバイ ザー登録者数 (累計)	27 人	26 人	30人	-	今後3年間で30 人の登録を目指 します。
			検します。	環境カウンセ ラー登録者数 (累計)	21 人	30人	30人	50人	今後 10 年間で 50 人の登録を 目指します。
			学校での環 境教育や取 組が進んで いるか点検 します。	「学校版環境 ISO」取組校数 (累計)	(平成 15 年 度)	96 校	30 校	さらに拡 大	当面3年間で30 校に取組を広げ ます。
				環境教育に関 する教員育成 人数(累計)	45 人	160人	70 人	-	当面 3 年間で新 たに 25 人の養 成を行います。
				環境教育教材 作成配布数 (年間)	8,000部	部 0	取組を継 続	-	当面3年間は教 材の質を高めつ つ取組を継続し ます。
			県民に環境 学習の機会 や場が提供 されている か点検しま	環境学習プロ グラム提供数	68 🛽	72 回	今後さらに拡大		今後さらにプロ グラム数の拡大 に努めます。
			す。	こどもエコク ラブ登録数 (毎年度)	31 団体	27 団体	40 団体	55 団体	今後 10 年間で 55 団体の登録 数を目指しま す。
	4-2 自主的 な環境 保全行 動の促 進	総合的	各主体の自 主的な環境 保全活動が 活発に行わ れているか 点検します。	環境首都とく しま憲章の県 民への認知度 (アンケートによる)	(平成 15 年 度)	69.7%	80%	さらに拡 大	当面 3 年間で、 県民による認知 度を 80%に高め ることを目指し ます。
			MIX 0 & 7 6	環境 NPO 登録 団体数(NPO 法人特録数)	22 / 64 団 体 (平成 15 年 度)	64 / 236 団 体	今後さら	らに拡大	今後さらに登録 団体の拡大を目 指します。
				IS014001 認 証取得事業所 数(県・市町村 を除く)	43 事業所 (平成 15 年 3 月)	77 事業所 (平成 20 年 3 月)	今後さら	らに拡大	今後さらに認証 取得事業所の拡 大を目指しま す。
				アドプトプロ グラム参加団 体数	410 団体 (平成 15 年 12 月)	701 団体	475 団体	600 団体	今後 10 年間で 600 団体の参加 を目指します。
		個別的	行政の自主 的な環境活 動が進んで いるか点検 します。	IS014001 認 証取得市町村 数	1 団体	2 団体	3 団体	8 団体	今後 10 年間で 新たに 7 団体の 認証取得を目指 します。
				地球温暖化防 止実行計画策 定市町村数	48/50 団体	8/24 団体	全市町村	全市町村	今後3年間で全 市町村での策定 を目指します。
			各主体の連 携による環 境活動が進 んでいるか 点検します。	森づくり参加 者数	383 人	1,335人	1,000人	1,500人	今後 10 年間で 1,500 人の参加 を目指します。

第3節 環境の現況と対策の概況

1 人と自然との共生

(1)多様な自然環境の保全とふれあいの創造

自然公園等の保護管理

すぐれた自然の風景地を保護するため、本県には、瀬戸内海国立公園、剣山と室戸阿南海岸の2つの国定公園、そして6つの県立自然公園、高丸山、野鹿池山の2ヵ所の自然環境保全地域が指定され、その面積は、自然公園が38,706ha、自然環境保全地域が39haとなっています。

国立公園及び国定公園については、風景の保護や豊かな自然環境の保全、また適切な利用を促進するための規制や施設整備に関する公園計画の策定や見直しを進めるとともに、5つの公園監視団体を配置し、適切な自然公園等の保護管理を行っています。

県立自然公園についても公園計画を策定し、15名のパークレンジャーを配置し、適切な自然公園等の保護 管理を行っています。

また、近年、自然公園利用者の増加に伴い、不法投棄の増加や野生植物の持ち去りなどマナーの低下等が問題になっています。このため、平成15年4月から自然公園法が改正されたことに伴い、県民との協働のもと、監視体制の充実・強化を図り、自然公園等の保全と適正な利用を促進していきます。

詳しくは25~28ページ参照

森林等身近な自然の保全

本県では、「とくしまビオトープ・プラン」に基づき、県民との協働のもと、地域の多様な自然環境を活かしたビオトープの保全・創出を進めるために、身近な自然環境の保全の取り組みが一層促進されるよう、ビオトープアドバイザーの派遣等が行われています。

また、本県は、森林が県土の75%にあたる313千haを占める森林県であり、木材生産はもとより県土の保全、水資源のかん養、野生生物の生息や県民の保健・休息の場、そして二酸化炭素を吸収・固定し地球温暖化を抑制するなど、様々な恵みをもたらしています。このため、森林の保全のために地域森林計画を策定し、適切な管理と森林整備を進めているほか、森林の有する公益的機能の保全のために保安林の指定を行っており、平成19年度末現在、111,302haの保安林を指定しています。

今後も、間伐等による健全な森林整備や保安林の指定などにより森林の適切な保全・管理を図るとともに、 県民が森と親しめる機会を拡充していきます。

詳しくは28~32ページ参照

生物多様性の保全

本県には、約3,500種の植物、約600種の高等菌類、約240種の海藻類、そして、約650種の脊椎動物や約5,000種にのぼる無脊椎動物といった野生動植物の生息が確認されていますが、その詳細な把握は十分に行われていません。これらの野生生物のなかには絶滅のおそれのあるものもあることから、県では、6年間にわたる調査、検討を経て平成13年に「徳島県の絶滅のおそれのある野生生物」を発行し、また、平成18年3月には、「徳島県希少野生生物の保護及び継承に関する条例」を制定し、野生生物の保全を進めています。

また、22,907 ha (55箇所)の鳥獣保護区を設定し、2,816ha(23箇所)の特別保護地区を指定するなど、鳥獣をはじめ野生生物の生息地の保全を図っています。

詳しくは32~36ページ参照

自然とのふれあいの推進

県民の自然とのふれあいの関心は年々高まっていることから、環境を損なわないような自然とのふれあいを促進するよう、自然公園の施設整備や長距離自然歩道(四国のみち)の整備(1,545.6km、うち県内318.5km)が行われています。また、自然とのふれあいが促進されるよう、佐那河内いきものふれあいの里ではネイチャーセンターや自然観察スポット等を整備し、自然観察指導員を配置するなど、自然とのふれあいと自然保護活動や自然保護思想の普及啓発を進めています。また、愛鳥週間における各種催しが行われるなど、今後も、県民一人ひとりの自然とのふれあい活動を推進するよう、様々な自然体験の場や機会の創出を図ります。

詳しくは36~37ページ参照

(2)潤いのある魅力的な生活空間の保全と創造

都市環境

都市公園は、身近な緑の創出、レクリエーションやスポーツの場、都市災害における安全性の確保など様々な機能を有する重要な都市施設の一つです。本県では、平成19年3月末現在、251箇所、503.41haの都市公園が開設されていますが、都市計画区域内人口1人あたり8.63㎡/人と、全国平均(9.40㎡/人)を下回っています。

今後、豊かな生活環境の保全と創造を図るため、都市公園等の整備を一層進めていきます。

詳しくは38~39ページ参照

風致地区

都市における自然的環境を良好に保つために、樹林地や水辺等に富んだ地域を風致地区として指定し、建築物等の建設や土地の造成、樹木の伐採等を規制しています。平成19年度末現在、本県では6箇所、1,220haの風致地区を指定しています。

風致の適切な維持に努め、都市の自然と美しい景観を守り、調和のとれた住みよいまちづくりを図ります。

詳しくは39ページ参照

天然記念物

貴重な動植物や地質鉱物の保護・管理のために、国や県、市町村では文化財保護法や文化財の保護に関する条例等に基づき、文化財の指定を行っています。本県では、動物13件(うち国指定10件)、植物64件(同11件)、地質・鉱物9件(同2件)の指定が行われているほか、市町村指定の天然記念物は、140件を超えています。また、県では、16名の文化財巡視員を配置し、その管理を図っています。

天然記念物の保全のため、天然記念物周辺における開発行為等の規制等を進めるとともに、天然記念物の 適切な保護・管理を進め、県民の理解と保護意識の向上を図ります。

詳しくは39~40ページ参照

2 循環を基調とする健全な社会の実現

(1)大気環境の保全

大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源から排出されるばい煙、揮発性有機化合物(VOC)や粉じん、自動車等の移動発生源からの排出ガスの他、これら発生源からの排出物質が大気中で反応して二次的に生成される もの等により引き起こされ、私たちの健康に影響を及ぼすおそれがあります。

主な大気汚染物質としては、いおう酸化物(SOx) 窒素酸化物(NOx) 光化学オキシダント(Ox) 浮遊粒子状物質(SPM)等があります。環境基本法で、これら大気汚染物質の大気中濃度について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として「環境基準」を定めています。

本県では、大気環境の状況を監視するため、24(うち1局休止)の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。) 1 つの自動車排出ガス測定局(以下「自排局」という。)及び移動測定車による測定局(以下「移動局」という。)1局を設置し、大気環境の常時監視を行っています。

本県の大気汚染物質の環境濃度は、近年ほぼ横ばいに推移しており、平成19年度においても同様な状況となっています。一般局では、二酸化いおうについては23測定局全でで、二酸化窒素については19測定局全でで、浮遊粒子状物質については23測定局全でで環境基準を達成しています。光化学オキシダントについては、17測定局全でで環境基準を超える日がありました。一方、自排局では二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については、環境基準を100%達成しています。

また、酸性雨及び石綿の他、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で、大気の汚染の原因となる有害大気汚染物質の中の優先取り組み物質19物質についても環境モニタリング調査を行っています。

優先取り組み物質のうち、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては大気汚染に係る環境基準が定められており、県内3地点で調査を行っています。平成19年度の測定結果では、全ての物質が環境基準を全局で達成していました。

また、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンについては、「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」が設定されており、県内3地点で調査を行っています。平成19年度の調査結果では、全ての物質について指針値を満たしていました。

大気環境の保全のために、一般局、自排局、移動局による大気汚染の常時監視を行っているほか、発生源に対しては、大気汚染防止法等の規制に加え、徳島県生活環境保全条例により国の基準より厳しい上乗せ・横出し規制を行うほか、工場・事業場からのばい煙の排出等の規制指導を行っています。また、自動車等については、国の答申に基づき、ディーゼル自動車から排出される窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の削減対策や、自動車燃料品質の改善等が図られています。

今後も、工場・事業場等の固定発生源の規制・指導の強化や大気環境測定局装置の整備・充実、有害大気汚染物質の環境基準の維持達成のための低減対策等の強化を図るとともに、大気環境問題に対する理解の向上、アイドリングストップ運動等の普及など県民参加型の大気汚染防止活動を進めていきます。

詳しくは41~62ページ参照

(2)水環境の保全

本県には、吉野川及び那賀川水系や勝浦川などの中小河川、瀬戸内海、太平洋及びこれらに接続する港湾等の海域など恵まれた水環境が形成されており、水道水や様々な産業に幅広く利用されています。

河川、海域の公共用水域や地下水の水質保全のため、環境基本法では、水質汚濁物質の濃度について、人の健康を保護するとともに生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が定められています。

本県では、主要な18河川及び9海域に環境基準の類型指定を行い、平成19年度に河川77地点、海域47地点の計124地点で水質測定を行っています。代表的な水質指標として河川では生物化学的酸素要求量(BOD)海域では化学的酸素要求量(COD)があり、平成19年度の環境基準達成状況は、河川100%、海域100%でした。その他の生活環境項目や健康項目については、概ね環境基準を達成している状況にあり、良好な水環境が保たれています。しかし、一部の小河川では、都市化の進展に伴い未処理の生活排水等の流入による水質汚濁が見られます。

地下水も貴重な水資源として広く活用されており、その水質を保全するため、平成19年度には県下56井戸の地下水について環境基準項目の水質測定を行っています。その結果、全地点全項目において環境基準を達成していました。

本県の水道普及状況は、平成19年度末現在、95.1%であり、地理的条件の悪い山間へき地で未普及の状態が見られます。また、平成18年度における水道の年間給水量は119,606m3であり、その水源の大部分を地下水と河川の表流水に依存しています。

水環境の保全のために、県内の公共用水域について水質汚濁に係る環境基準の類型指定を行い、水質の測定を行うほか、水質汚濁防止法や徳島県生活環境保全条例に基づき、汚水等を排出する工場・事業場等に対する排水基準を設定し、その規制や監視・指導を行っています。また、生活排水については、地域特性に応じ下水道、農業集落排水施設等、浄化槽など適切な施設の整備を行っています。本県の生活排水の汚水処理人口普及率は、平成19年度末現在42.6%ですが、全国平均の83.7%を大きく下回る状況にあります。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法や水質汚濁防止法に基づく水質総量規制や富栄養化対策等を、地下水については環境基準項目についての水質検査や、地下水汚染防止のため有害物質を使用する工場・事業場の監視・ 指導を行っているほか、河川の浄化や水生生物調査等を実施しています。

今後も、公共用水域や地下水の水質の常時監視の充実を図るほか、工場・事業場等の発生源の規制・指導の強化、水質汚濁物質の総量削減計画の推進、生活排水対策の推進を図ります。また、上水道については、水道整備基本構想に基づき水資源の安定的確保と供給を図るほか、平成16年4月より施行された新水道水質基準に対応していきます。

詳しくは63~107ページ参照

(3)土壌環境・地盤環境の保全

土壌汚染については、古くは農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づき対策がとられてきたほか、平成3年に土壌の汚染に係る環境基準が制定され、平成15年には土壌汚染の状況把握と土壌汚染による人の健康被害の防止に関する対策等を示した土壌汚染対策法が施行されています。

土砂等の埋立て等に伴う土壌汚染の防止等については、平成17年に施行された徳島県生活環境保全条例により、適正な土砂等の埋立て等を図るための規制を行っています。

また、本県では地下水を貴重な水資源として広く利用しているため、過剰な汲み上げにより地盤沈下や地下水の水位低下、塩水化を引き起こすおそれがあります。そこで、県内約140地点で地下水の塩水化を観測していますが、ここ数年は大きな変化はありません。

塩水化に対しては、徳島県生活環境保全条例において地下水の採取の適正化について定められており、対象 地域の指定や取水規制、水源転換等の適正化指導を行っており、今後も適切な運用を図ります。

詳しくは108~109ページ参照

(4)騒音・振動・悪臭等の防止

騒音には、工場や商店等による事業活動に伴うもの、建設作業に伴うもの、自動車等の交通騒音に伴うもの、 クーラーの室外機やステレオなど家庭生活に伴うものなど、その発生源や音の質・量ともに多種多様です。また、製造業や建設業では、騒音に伴って振動も発生することが多くみられます。

騒音については、一般地域(道路に面する地域以外)と道路に面する地域の環境騒音について環境基準が定められており、本県では、平成19年度に一般地域について14地点、道路に面する地域について22路線で環境基準の達成状況を調査しています。その結果、一般地域では全地点で両時間帯(昼間、夜間)全て環境基準を達成していました。また、道路に面する地域では測定した22路線の面的評価(総延長距離50.8km、総評価戸数4,415戸)を行い、96.1%で両時間帯とも環境基準を達成していました。

振動については、振動規制法に基づき工場・事業場や建設作業の規制を行っているほか、道路交通振動については主要道路沿線で調査を行っており、振動規制法で定められた道路交通振動の要請限度を大きく下回っています。

悪臭については、平成19年度における悪臭に関する公害苦情件数が70件となり、全苦情件数の12.8%を占めるほか、平成18年度に比べ3件減少しています。また、発生原因としては汚水等の流出・漏洩によるものや家庭生活によるものが多くなっています。

騒音・振動防止対策として、騒音については環境基準の類型指定を行い騒音測定、騒音規制法及び振動規制法に基づいた地域指定、同法や徳島県生活環境保全条例に基づく工場・事業場や建設作業等への規制や指導を行っています。また、自動車交通騒音については、騒音監視とともに、道路建設段階での遮音壁や構造物設置による防音対策や道路構造の改善、交通網の合理化など、関係機関との連携を図りながら総合的な対策を進めます。また、近隣騒音については、飲食店等に対する規制・指導を進めるほか、県民の生活騒音防止への意識とマナーの向上を図ります。

詳しくは109~125ページ参照

(5)化学物質による環境汚染の防止

化学物質は、私たちの生活を豊かにし、また生活の質の維持向上に欠かせないものとなっています。その一方で、日常生活の様々な場面や、製造から廃棄に至る事業活動の各段階から多種多様の化学物質が環境に排出されています。その中には、焼却などに伴って非意図的に発生するダイオキシン類や内分泌かく乱作用が疑われている物質(いわゆる環境ホルモン)など、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある物質もあり、化学物質の環境リスクに対する不安が存在することも事実です。

ダイオキシン類については、平成11年度にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、それに基づき環境中のダイオキシン類濃度を定期的に測定しています。平成19年度に県内の大気、公共用水域、地下水及び土壌について測定した結果においては、全ての地点で環境基準を達成していました。今後も、環境中のダイオキシン類濃度の継続的な測定を進めるとともに、発生源となる事業場の監視・指導を強化するほか、排出状況の測定を行うなど発生源対策を進めていきます。

内分泌かく乱化学物質について、環境省は平成17年3月に「環境ホルモン戦略計画SPEED 98」にかわる「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応方針について-ExTEND2005-」を策定し、これに基づいて取り組みを進めています。

多種多様な化学物質の環境リスクを低減するためには、従来の規則を中心とした対応には限界があることを背景に、平成11年度にはPRTR法が制定され、化学物質の環境への排出量等が把握・集計・公表されています。本県では平成19年度に340事業所からの届出(平成18年度把握分)があり、そのデータを集計した結果、合計694トンの化学物質が環境中に排出されていました。PRTR制度の開始に伴い、県内事業所において化学物質排出削減に向けた取り組みがなされるとともに、県においてもリスクコミュニケーション推進のため、講習会等を通じて積極的な情報提供を行い、県民の化学物質についての理解の増進を図っています。

その他、生物中に濃縮・蓄積された化学物質濃度を測定し、化学物質による環境汚染の状態を把握するため、 イガイ中のディルドリン濃度の測定調査を行っているほか、農薬による環境汚染防止対策として、農薬取扱者 に対する指導や、ゴルフ場農薬の使用に係る水質の監視及び農薬の安全使用指導を行っています。

詳しくは126~133ページ参照

(6)資源の循環利用と廃棄物の適正処理

これまでの私たちの生活は、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済のあり方に基づいたものであり、その結果、生活の物質的な豊かさが高まる一方で、廃棄物の排出量が増大し、最終処分場の不足や不法投棄の増加など、深刻な社会問題を引き起こしてきました。これらの状況を踏まえ、廃棄物の発生を抑制し(リデュース)、これまで処分してきた廃棄物を資源として積極的に再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)し、適正な最終処分を行うなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成が求められています。

国では、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、各種リサイクル法など関連する法制度も整備が 進められているほか、本県でも環境関連産業を育成するための支援策をはじめ、循環型社会の形成に向けた各 種取り組みを推進しています。

平成18年度における本県の一般廃棄物の排出状況は、1日あたり849.7t、1人1日あたりでは1,044g/人・日(全国平均(1,116 g/人・日,平成18年度実績))であり、前年度よりやや減少しています。

平成15年度における本県の産業廃棄物の排出及び処理状況は、年間発生量が約324万tであり、そのうち約186万t(57%)が資源化され、約17万t(5%)が最終処分されています。

一般廃棄物については、「第二期徳島県廃棄物処理計画」や「第5期徳島県分別収集促進計画」等に基づき、 各主体のごみの減量化や適正処理の推進、市町村の処理施設整備や分別収集の促進等を推進します。

産業廃棄物については、排出量の抑制と減量化・再生利用、適正な処理を促進するため、事業者の指導や普及啓発を図るとともに、資源循環を促進するための環境関連産業の創出・振興を図ります。

詳しくは134~145ページ参照

(7)エネルギーの有効利用

私たちの社会経済活動を支えるエネルギーの大部分は石油・石炭などの化石燃料に依存していますが、化石燃料は限られた資源であるとともに、その消費に伴い発生する二酸化炭素は、地球温暖化の原因となることから、化石燃料への依存を低減するとともに、エネルギー消費そのものを抑制することが求められています。

本県における県内総生産(平成17年度)は2年連続でマイナスに転じているものの、電灯・電力需要は増加傾向にあってここ5年間で約10%増加しています。

このため、エネルギーの消費量を抑制するとともに、太陽光や風力等の自然エネルギーなど、新エネルギー の積極的な活用が必要です。

本県では、県民や事業者に対する普及啓発を通じ省エネルギーの促進を図っているほか、「徳島県新エネルギービジョン」を策定し、太陽光発電システムやコージェネレーションシステムなど自然エネルギー、未利用エネルギーの導入を促進しています。また、近年では、事業者などにおいて省エネルギー、新エネルギー対策を包括的に導入するESCO事業の推進を図っています。

詳しくは146ページ参照

3 地球環境保全への貢献

(1)地球温暖化の防止

私たちの社会経済活動の拡大に伴い、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量も増加し、大気中の温室効果ガス濃度が高まることによって、地球の温暖化が引き起こされると考えられています。地球温暖化は、その原因が私たちの生活に密着するものであるとともに、海面上昇や気候変動など様々な影響が引き起こされ、将来の世代まで影響を与えるなど、地球環境問題の中でも最も深刻な問題の一つです。

こうした中、2004(平成16)年度における全国の温室効果ガス排出量は13億5,500万t-CO $_2$ 、一人あたり10.02t-CO $_2$ /人となっており、前年度より減少し、京都議定書における削減目標の基準年である1990(平成2)年度に比べると、総量で8.0%、一人あたりで8.7%増加しており、特に業務部門、家庭部門での増加が著しくなっています。

また、2005(平成17)年における本県の温室効果ガス排出量は7,405千t-CO₂となっており、1990(平成2)年に比べ約10%増加しています。一人当たり排出量は9.14t-CO₂/人と、全国の動向よりやや少なくなっています。本県においても、全国同様、運輸部門、民生部門の伸び率が大きくなっています。

2005(平成17)年に改正地球温暖化対策推進法が施行されるとともに、わが国に義務づけられた6%削減の目標を達成するため京都議定書目標達成計画が策定されるなど、温暖化対策も実行段階に入ったと言えます。

本県では、1999(平成11)年3月に制定した徳島県環境基本条例における3つの基本理念の一つに「地球環境保全に向けた地域の取り組み」を掲げるなど、地球環境保全の推進や国際協力の推進に、県民や事業者、県が一体となって取り組む姿勢が示されているほか、2003(平成15)年度に策定した徳島県環境基本計画でも重点プログラムの1つに地球温暖化対策が位置付けられています。そのほか、とくしま地球環境ビジョン(平成17年策定) エコオフィスとくしま・県率先行動計画(第3次)(平成17年策定) とくしま豊かな森づくり実行計画(平成15年度策定)及びとくしま地球環境ビジョン(行動計画編)(平成18年策定)に基づき、地球温暖化対策を推進してきたところですが、これまでの取り組みを更に加速させるため、地球温暖化対策に特化した徳島県地球温暖化対策推進条例を制定し、2009(平成21)年4月から施行することとしています。

詳しくは155~159ページ参照

(2) オゾン層の保護

地球を取り巻く成層圏にはオゾン層があり、生物を有害な紫外線から守っています。しかし、フロン等のオ ゾン層破壊物質によってオゾン層が破壊されることで、地上に到達する紫外線量が増加し、人の健康や動植物 等の生態系への影響が懸念されています。成層圏の中でオゾン層が少ない箇所をオゾンホールと呼び、高緯度 地域で多く観測され、深刻な状況が続いています。

わが国では、1988(昭和63)年にオゾン層保護法を制定し、生産規制を進めるとともに、家電リサイクル法(平成13年施行)やフロン回収破壊法(平成14年施行)などにより、家庭用冷蔵庫や家庭用エアコン、業務用空調冷凍機器やカーエアコンのフロンの回収及び破壊が義務付けられています。

本県では、オゾン層保護に対する県民や事業者等の理解を深めるための普及啓発を推進し、フロン等の回収及び破壊を促進しています。

詳しくは160ページ参照

(3)酸性雨対策の推進

酸性雨とは、化石燃料の燃焼により大気中に排出されたいおう酸化物や窒素酸化物が上空で硫酸や硝酸に変化し、それが雨水等に溶け込み酸性を強めた雨などのことです。北欧では酸性雨による湖沼の酸性化や森林が広域で枯損するなど影響が問題になっています。また、酸性雨の原因物質は風により長距離を移動するため、日本国内だけでなく、中国、アジア地域など国際的な対策が必要な問題です。

わが国では、昭和58年度より全国の酸性雨の観測が行われており、平成13年度及び平成14年度の全国の降雨のH平均値は4.34~6.25の範囲となっています。

本県では、平成19年度には県内3地点で酸性雨の観測を行っており、全国とほぼ同様の状況にあります。

酸性雨対策として、東アジア地域では、東アジア酸性雨モニタリングネットワークが稼動し、地域協同の対策が取り組まれています。わが国では、これまでの酸性雨調査とともに、陸水、土壌・植生等の継続的なモニ

タリング調査が行われています。本県では、全国環境研協議会の酸性雨共同調査に参加するとともに、酸性雨の原因物質であるいおう酸化物、窒素酸化物の発生抑制のため、工場・事業場への規制を実施しているほか、アイドリングストップ等の自動車の燃料消費量の削減に向けた各種施策に積極的に取り組んでいます。

詳しくは161~163ページ参照

4 参加と協働による環境保全への取り組み

(1)環境教育・環境学習の充実

環境保全に対する県民意識を高め、環境保全活動への参加を促進するためには、長期的視野に立った環境教育・環境学習の推進が必要です。

本県では、小学校、中学校、高等学校における環境教育の実践・充実を図るため、「学校版環境ISO」推進事業などに取り組んでいます。また、地域では小・中学生が自然観察やリサイクル活動に取り組むこどもエコクラブが結成されており、平成19年度には27クラブが結成され576人が参加しています。このほか、環境月間や瀬戸内海環境保全月間における各種イベントの開催、県民や事業者の自主的な活動の支援として環境アドバイザーの派遣に取り組んでいます。

平成15年には「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定されました。本県でも、平成17年12月に「徳島県環境学習推進方針~とくしま環境学びプラン~」を策定し、環境教育・環境学習に関する施策をより効果的、体系的に進めています。

また、平成19年3月に「徳島県環境学習推進方針~とくしま環境学びプラン~」の方針を踏まえた「とくしま環境学習プログラム」を作成し、その普及を図るため、モデル的な取組に対し、支援しています。

詳しくは164~167ページ参照

(2) 自主的な環境保全行動の促進

環境の保全・創造には、県民・事業者による自主的な環境保全活動が必要です。

本県では、徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月にとくしま環境県民会議が設立され、ストップ温暖化部会、クリーン・リサイクル推進部会の2つの部会により取り組みを推進しています。

県民参加型の環境保全活動としては、緑の少年隊(平成19年度末現在70隊、約5,382人)の活動や、県民参加の森づくり運動(平成19年度1,335人が参加)が行われています。

また、地元住民や企業がボランティアで地元の道路や河川、公園などの清掃活動を行うアドプト・プログラムの活動が広まっています。平成19年度末現在、吉野川や那賀川など県内7制度で、延べ701団体、約35,600人が参加し、活動を行っています。今後も、この制度の普及啓発を行うとともに、「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンリーワンのイメージを全国に向け発信していきます。

事業者の自主的な取り組みとしては、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証取得が県内の事業者や県、市町村で進んでいます。ISO14001の認証取得は、平成17年11月末現在、79事業者((財)日本適合性認定協会のデータベースによる)が認証取得しているほか、県では、平成12年2月にISO14001の認証を取得し、平成15年2月及び平成18年2月の更新登録時には出先機関について認証取得の拡大を図りました。

今後も、事業者の人材養成研修やアドバイザーの派遣を行い、県内中小企業の自主的な環境保全活動を支援するほか、県としても率先して環境保全行動を推進します。

詳しくは168~177ページ参照

5 環境の保全・創造への基盤づくり

(1) 開発における環境配慮の実施

大規模な開発事業に伴い、事前に環境への影響を事業者自ら評価し、環境保全に配慮するしくみとして環境影響評価(環境アセスメント)の制度があります。本県では、平成4年8月に徳島県環境影響評価要綱が告示され、その後、国の動向等を踏まえて同要綱の改正を行い、平成12年に徳島県環境影響評価条例が制定され、翌年から全面施行されています。世界やわが国では、戦略的環境アセスメント(事業に先立つ上位計画や政策の段階で環境配慮を行う仕組み)の導入が大きな流れとなっていることから、本県でも、その手法や導入に関する調査・研究・検討を進めています。

県土整備部が実施する公共土木事業では、事業の実施に伴う環境への負荷を低減することを目的に、平成10年度に徳島県公共工事環境配慮指針を策定し、公共事業における環境配慮を実施しています。平成16年度には、この指針を改定(「徳島県公共事業環境配慮指針」)し、環境に配慮した公共事業の一層の推進を図っています。また、農業農村整備事業についても、平成13年度に「徳島県田園環境検討委員会」を設置し、徳島県田園環境配慮マニュアルを作成するなど、環境配慮への取り組みを進めています。

また、土地利用対策として、国土利用計画法に基づき徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画を策定し、総合的かつ計画的な土地利用を推進しているほか、土地取引の規制や徳島県土地利用指導要綱に基づく 大規模開発行為の指導を行っています。今後も国の動向を踏まえ、本県の特性に応じた適切な対策を講じていきます。

詳しくは178~182ページ参照

(2)規制的・経済的手法の活用

地球温暖化や公害の防止、良好な生活環境の保全に向けて、各種の規制措置のほか、公害防止施設の設置及び環境への負荷の低減に役立つ事業等の実施並びに環境マネジメントシステム(ISO14001)の認証取得や低公害車の導入などに対する低利子融資(環境保全施設整備等資金貸付制度、地球温暖化対策資金貸付制度)を行っています。

今後も、県民、事業者等の自主的な環境保全の取り組みを促進するため、経済的手法の一つとして資金貸付制度の活用を推進します。

詳しくは183~186ページ参照

(3)環境情報の提供

県のホームページや環境白書、パンフレット、その他各種広報媒体などを通じて環境に関する施策や事業等 に関する情報提供が行われています。

今後も、各種広報媒体による情報提供の充実を図っていきます。

詳しくは187ページ参照

(4)調査・研究体制の充実

本県では、保健環境センター、工業技術センター、農林水産総合技術支援センターの試験研究機関において、独立行政法人や大学等の研究機関との連携・協力のもと、県内の環境の監視・測定、環境への負荷の低減に向けた様々な研究や技術開発を行っています。

今後も、県内の環境の継続的な監視・測定を行うとともに、環境問題の原因の解明や、リサイクル技術等の 開発に向けて研究機能の強化や高度化を図り、県立試験研究機関の連携はもちろんのこと、産学官の連携を効 果的に行います。

詳しくは188~189ページ参照